

広島県棚田地域振興計画

令和2年2月21日

第一 棚田地域の振興の目標

広島県の棚田地域は、豊かで多様性のある自然環境に恵まれ、農業生産活動を通じ新鮮な農産物を供給するとともに、土砂流出防止や水源の涵養、多様な生物の生息環境や美しい農村景観の提供、さらには、その地域での生活を通じた伝統文化など、広島県民の豊かな暮らしづくりに貢献している。

一方で、中国山地の谷間に農地の多くが所在する広島県では、傾斜地にあることから生産性の向上を図りにくいことに加え、地域における人口減少や高齢化の進行も伴い、棚田を含む農地を保全し持続していくことが難しい地域も増えてきている。

こうした中、棚田を含めた農山漁村地域の魅力に興味を持つ国内外からの観光客が広島県を含め全国的に増加していることから、棚田地域を取り巻く環境は変化しつつある。

このため、多様な主体との連携により、農業生産活動を通じた棚田の保全・管理の取組及び棚田の景観や生産された農産物を活用するなど観光や都市農村交流等の取組を促進する地域を支援し、交流・定住人口等を増加させることにより、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。



ひろしまの農村フォトコンテスト受賞作品より

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

(1) 多様な主体による自主的・主体的な地域づくり

- 地域に暮らす人々の連帯意識や心豊かな生活の維持・向上を図るため、地域における多世代のつながりや交流を促進し、様々な主体が連携・協働して支え合える地域づくりを進める。
- 地域課題の解決に向けて、地域に根差した住民団体（自治組織，NPO等）や市町，大学，企業等が連携して取り組む創意ある地域づくり活動を支援する。
- 県内各地域において、多様な主体の地域づくりへの参画を促進するため、地域づくりのフィールドワークやノウハウを学ぶワークショップ等を開催し、地域づくりをリードする人材を育成する。
- こうした人材を中心に、棚田地域を内外から支える人材の広域的なネットワークづくりを支援し、地域の活性化に向けて多様な主体が参画するための広域的な仕組みづくりを進めるとともに、その効果を高めるための活性化策を検討する。

(2) 若い世代を呼び込む地域環境の創造

- 若い世代を呼び込む地域環境を創造するためには、生活の糧を得るための仕事や安心して暮らし続けるための生活環境全般に関わる課題に、総合的に取り組んでいく必要がある。
- その上で、本県ならではの多様な暮らし方に関する情報など、本県が移住先として選ばれるための積極的な情報発信やU・Iターン希望者への相談窓口，移住を後押しするためのフォローアップなど、きめ細かいサポートを行う。

(3) 首都圏等からのU・Iターンの促進

- 地方移住希望者の掘り起こしに向けた効果的な情報発信・広報活動を展開するとともに、移住希望者に対する相談・マッチング機能の充実を図る。
- また、地域特性を活かしたライフスタイルの魅力向上を図るため、空き家の掘り起こしと流通に向けた仕組みづくりや上質な地域環境を創るための市町の取組に対する支援など、受入・支援態勢の構築を図る。

(4) 二地域居住を促進する受入態勢づくり

- 都市と自然の近接性を活かして棚田地域への人材の誘致や移動の促進を図るため、「二地域居住」の推進に向けて、民間と連携した空き家の流動化（売買，賃貸）や地域情報の発信，住宅管理サービス，税制優遇の仕組みの構築など，受入態勢づくりに取り組む市町を支援する。

2 農山漁村体験や自然体験学習等，農村交流・体験の推進に資する施策

(1) 里山・里海体験交流の促進

- 農山漁村で、地元の人々との交流を通じて、農林漁業体験や地域の自然，文化，暮らしに触れ，棚田地域の魅力を体感することによって，交流定住や棚田地域の活性化につなげていく。
- 日常とは異なる里山・里海での生活を体験し，児童の自立心や主体性等を育てるとともに，体験先の地域の方々や学校との交流を通して，コミュニケーション能力など，

人間関係を形成する力を育て、児童の豊かな心を育成する。

(2) 魅力ある観光地づくりと観光情報発信の強化

- 地域固有の伝統行事や景観等、棚田地域の特性を活用した集客コンテンツの磨き上げによる観光地点の増加と周遊促進を図る。
- 豊富な地域資源を有する棚田地域の交流拡大に向けて、県境を越え、本県を井桁状に結ぶ高速道路ネットワークを活用した観光周遊を促すルートの形成や観光情報の発信力強化に取り組む。

(3) 体験型観光の推進

- 市町の地域活性化を目指す体験型観光の推進に取り組む市町を支援する。
- 市町・観光協会との連携により、地域特有の魅力を発掘・ブラッシュアップするなど地域の実情に応じた体験型メニューを提供する「体験型教育旅行」の受入市町・受入家庭増加に向けた取組を推進する。

3 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

(1) 多様な主体による自主的・主体的な地域づくり[再掲]

- 地域に暮らす人々の連帯意識や心豊かな生活の維持・向上を図るため、地域における多世代のつながりや交流を促進し、様々な主体が連携・協働して支え合える地域づくりを進める。
- 地域課題の解決に向けて、地域に根差した住民団体（自治組織、NPO等）や市町、大学、企業等が連携して取り組む創意ある地域づくり活動を支援する。
- 県内各地域において、多様な主体の地域づくりへの参画を促進するため、地域づくりのフィールドワークやノウハウを学ぶワークショップ等を開催し、地域づくりをリードする人材を育成する。
- こうした人材を中心に、棚田地域を内外から支える人材の広域的なネットワークづくりを支援し、地域の活性化に向けて多様な主体が参画するための広域的な仕組みづくりを進めるとともに、その効果を高めるための活性化策を検討する。

(2) 里山・里海体験交流の促進[再掲]

- 農山漁村で、地元の人々との交流を通じて、農林漁業体験や地域の自然、文化、暮らしに触れ、棚田地域の魅力を体感することによって、交流定住や棚田地域の活性化につなげていく。
- 日常とは異なる里山・里海での生活を体験し、児童の自立心や主体性等を育てるとともに、体験先の地域の方々や学校との交流を通して、コミュニケーション能力など、人間関係を形成する力を育て、児童の豊かな心を育成する。

(3) 魅力ある観光地づくりと観光情報発信の強化[再掲]

- 地域固有の伝統行事や景観等、棚田地域の特性を活用した集客コンテンツの磨き上げによる観光地点の増加と周遊促進を図る。
- 豊富な地域資源を有する棚田地域の交流拡大に向けて、県境を越え、本県を井桁状に結ぶ高速道路ネットワークを活用した観光周遊を促すルートの形成や観光情報の発信力強化に取り組む。

(4) 体験型観光の推進[再掲]

- 市町の地域活性化を目指す体験型観光の推進に取り組む市町を支援する。
- 市町・観光協会との連携により、地域特有の魅力を発掘・ブラッシュアップするなど地域の実情に応じた体験型メニューを提供する「体験型教育旅行」の受入市町・受入家庭増加に向けた取組を推進する。

4 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

(1) 地産地消・6次産業化の推進

- 生産者と消費者との交流やネットワーク化により、農林水産業の背景・機能などに対する消費者の理解を深め、農林水産業や地域の活性化を目指す取組を支援する。
- 1次・2次・3次産業の多様な事業者間連携による6次産業化により地域資源を活用し、高付加価値化を推進する。
- 直売施設間の連携の取組を進め、豊富な品揃えと目新しさによって、直売所の魅力を高める。

(2) 持続的な農業生産活動の推進

- 将来にわたって、本県農業の持続的な発展が可能となるよう、関係団体等と連携し、次世代の育成や農地の維持・継承を図る。
- また、農地の公益的機能の維持・発揮に向けて、持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全を図るため、日本型直接支払制度を活用して、集落等を単位とした共同活動を支援する。

(3) 地域のしごと創生に向けたチャレンジ支援

- 古民家や廃校施設、ICTなどを活用し、新たな機能を付加した地域資源に仕立てることによって、企業のサテライトオフィスや地域の価値に共鳴する起業家（ビジネス人材）を誘致する市町等を支援する。

(4) 地域資源の高付加価値化と販路・消費拡大

- 棚田地域の農林水産物等の地域資源を活用した戦略的な事業展開を後押しするため、（公財）ひろしま産業振興機構等の既存制度を活用した積極的な支援を行う。
- 地域の中小企業の経営指導を行う商工会等が、地域資源等を活用した商品開発や販売戦略などの事業者に通じた経営課題・地域課題を解決する取組を支援する。
- 県内の伝統的工芸品の展示会への出展を支援するなど認知度の向上に取り組むとともに、「ひろしま県内製品愛用運動」を通じて、県内製品の消費拡大に向けた取組を推進する。
- また、県産農林水産物に対する生産者と県民の理解・交流促進により、利活用を推進する地産地消の取組を進める。

5 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

(1) 国土保全・水源涵養機能の維持

- 棚田の保全により、傾斜地の崩壊が防止・抑制され、また、畦に囲まれた田は、集中豪雨の際に雨水が一時的に貯留されるなど、洪水の発生を防止する役割が期待されることから、棚田の維持に努める。

(2) 災害対処能力の向上

- 地域住民の高齢化や若年層の減少により、自主防災活動の担い手の確保が困難になっており、災害発生時に、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの安全行動が可能となるよう、自主防災組織活性化マニュアルの普及促進や自主防災アドバイザーの育成・活用、防災リーダーの発掘・育成などの取組を積極的に推進する。
- 地域住民の高齢化や若年層の減少に加えて、消防団員の高齢化による退団などにより、団員の確保が困難となっており、新たな団員の確保に向けた方策を立て、市町との役割分担のもと、消防団の充実・強化を図る。

(3) 防災対策事業の推進

- 老朽ため池の整備，地すべり防止対策や治山施設の整備などにより，農山漁村地域の防災機能を高め，地域の安全・安心を支える。
- また，災害リスクや地域の状況に応じて，ハザードマップの作成などのソフト対策と施設整備などのハード対策を適切に組み合わせて効果的な取組を進める。
- 本県の棚田のある地域の周辺には，土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある箇所が多くあることから，堰堤等の砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。併せて，道路・河川・海岸の防災対策についても計画的に推進する。

6 観光資源の魅力向上等，観光の促進に資する施策

(1) 里山・里海体験交流の促進[再掲]

- 農山漁村で，地元の人々との交流を通じて，農林漁業体験や地域の自然，文化，暮らしに触れ，棚田地域の魅力を体感することによって，交流定住や棚田地域の活性化につなげていく。
- 日常とは異なる里山・里海での生活を体験し，児童の自立心や主体性等を育てるとともに，体験先の地域の方々や学校との交流を通して，コミュニケーション能力など，人間関係を形成する力を育て，児童の豊かな心を育成する。

(2) 魅力ある観光地づくりと観光情報発信の強化[再掲]

- 地域固有の伝統行事や景観等，棚田地域の特性を活用した集客コンテンツの磨き上げによる観光地点の増加と周遊促進を図る。
- 豊富な地域資源を有する棚田地域の交流拡大に向けて，県境を越え，本県を井桁状に結ぶ高速道路ネットワークを活用した観光周遊を促すルートの形成や観光情報の発信力強化に取り組む。

(3) 体験型観光の推進[再掲]

- 市町の地域活性化を目指す体験型観光の推進に取り組む市町を支援する。
- 市町・観光協会との連携により，地域特有の魅力を発掘・ブラッシュアップするなど地域の実情に応じた体験型メニューを提供する「体験型教育旅行」の受入市町・受入家庭増加に向けた取組を推進する。

7 自然環境の保全・活用，鳥獣被害対策等に資する施策

(1) 持続的な農業生産活動の推進[一部再掲]

- 将来にわたって，本県農業の持続的な発展が可能となるよう，関係団体等と連携し，次世代の育成や農地の維持・継承を図る。

- また、農地の公益的機能の維持・発揮に向けて、持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全を図るため、日本型直接支払制度を活用して、集落等を単位とした共同活動を支援する。
- 餌付けを防ぐための環境改善、柵の設置・管理による侵入防止、わな猟等による捕獲など、総合的な取組を広く普及・定着させていくための推進体制の確立や侵入防止柵の設置支援などにより、鳥獣被害額の一層の低減を図る。

(2) 生物多様性の保全

- 地域の保護活動団体の専門性の向上や生物調査に係る新たな人材の発掘や育成を図るとともに、生物多様性の重要性に対する県民意識の向上を図るため、普及啓発活動を担う人材を育成する。狩猟者の高齢化等による不足を補うため、若手の新規狩猟者の確保に努める。

(3) 健全な水循環等の確保

- 農業集落の住環境や農村地域の水質保全のため、汚水処理交付金の活用等により、農業・漁業集落排水施設の整備を支援する。
- また、市町が行う計画的・効率的な維持管理の推進や施設の長寿命化等に向けた取組を支援する。
- 下水道及び農業集落排水施設の集合処理施設の整備よりも合併処理浄化槽等の個別処理を選択した地域においては、市町による設置を支援する。
- また、各家庭の浄化槽の維持管理を促進するため、地域の関係事業者や市町、県が連携して啓発等を行うとともに、市町が行う適正な維持管理促進の取組を支援する。

第三 其他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 棚田地域の振興に向けた役割分担

棚田地域の振興は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力のもと推進することとするが、市町は、指定棚田地域の提案、指定棚田地域振興協議会の設置及び振興計画の策定及び実行支援などを通じて地域の取組を後押する。

また、県は、県棚田地域振興計画の策定、市町の意見を踏まえた指定地域の申請、市町からの相談窓口などを担うことにより、県全域を俯瞰しながら市町や地域の取組を支援する。

2 計画策定等の進め方

(1) 県棚田地域振興計画の策定

県棚田地域振興計画は、国の「棚田地域の振興に関する基本方針」を踏まえ策定する。

策定にあたっては、県の関係局との調整のもと計画案をとりまとめ、市町からの意見を踏まえて再度整理し、公表することとする。

今後、国の「棚田地域の振興に関する基本方針」の変更など状況変化があった場合には、見直しを行うこととする。

(2) 指定棚田地域の指定

県が、国に対して指定棚田地域の指定申請を行う際には、地域の意向を反映したものとなるよう、原則、市町からの提案をもとに行うこととする。申請にあたっては、市町や

地域の意欲を尊重することとし、県の関係局の意見も聞いた上で申請する。

また、県が、指定棚田地域として申請する基準は次のとおりとし、申請は各年度1回程度行うこととするが、市町からの要請及び国の審査会の開催状況を踏まえ対応する。

◆ 指定棚田地域の申請基準

① 棚田地域の定義に該当すること

一体的な日常生活圏を構成している棚田を含む地域で、昭和25年2月1日における市町村の区域内に勾配が1/20以上の一団の棚田が1ヘクタール以上あるもの。

② 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること

(ア) 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

(イ) 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

③ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域であること

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はこうした組織が構築される見込みが高いこと。

(3) 指定棚田地域振興活動計画の策定

市町は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる「指定棚田地域振興協議会」を組織し「指定棚田地域振興活動計画」を策定する。この計画の認定申請を市町が行う際には、あらかじめ県に協議したうえで行うこととなるが、その際には、県の関係局へ照会し意見の有無を含め市町に通知することとする。